

北海道建築士

HOKKAIDO KENCHIKUSHI 2012.07.No179

7月号

目次

| | |
|--------------------|---|
| 総会の仕組みが変わります | 1 |
| 技術ノート | 2 |
| 行政ニュース | 4 |
| 実行委員会報告 | 5 |
| 〔青年・女性・地域貢献活動センター〕 | |
| 青年・女性の窓 | 6 |
| 〔青年委員会〕 | |
| 支部だより | 7 |
| 〔室蘭・根室・名寄〕 | |
| information | 8 |

URL <http://www.h-ab.com/>

総会の仕組みが変わります

専務理事 鈴木 功 一

1 始めに

皆様のご協力を頂き、3月23日の総会において新定款をご承認頂き誠に有難うございました。

今回は、新定款第7条第2項から第7項に定められています代議員制についてお話しします。

これまでの総会は、正会員をもって行ってきましたが、ここ数年総会への出席及び委任状の提出が減じており、総会の成立が危ぶまれる状況となっています。また、近年社会の動きが目まぐるしく、その対応にはスピードが求められています。更に、新法人では、会員数の多い団体は代議員制を採用する傾向がある事から、今回新法人移行に際し、総会はいつでも開催できる体制が必要との認識から代議員制としました。

ただ、この代議員制を採用する事によって、支部や会員の声が本部に届かなくなるとの意見がございますが、毎年開催しています支部長・事務局長会議や本年からスタートしますブロック会議において十分支部の考え等お聞きできると考えています。

更に、会員様からのご意見は、これまでと同様に直接本部へ届けて頂きたいと思っています。

2 代議員制の概要

(1) 代議員はどの様に選ばれるのか？

全道を一区として正会員100名につき1名の割合で算出した人数が代議員数となり、正会員から立候補した会員を正会員全員による投票で選ぶことになります。例えば、H24・3月現在の正会員は4,500名ですので、最大45名の代議員を選ぶことになります。当選は、投票期間に正会員による投票（一人1票）により投票数の多い順となります。

(2) 一回目の選挙はいつ行うのか？

新定款の附則の4により、「この定款の施行後最初の代議員は第7条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする

」となっていますので、平成25年度の代議員選挙は、平成24年6月の選挙管理委員会の設立からスタートし、正会員による9月1日から20日までの投票、21日の開票、当選者の立候補者や会員への通知まで、本年度内に行うこととなります。

(3) 代議員の任期は？

代議員の任期は2年間で、2年に1度、前年9月に実施する事になっていますので、最初の代議員の任期は、新法人がスタートします平成25年1月から平成26年8月までとなります。

(4) 立候補には条件がつくのか？

立候補される方は、本年7月5日から15日までの間に所定の立候補届を選挙管理委員会委員長に提出することになります。この時、推薦人として正会員10名の署名が必要になります。

(5) 選挙人名簿は閲覧できるのか？

選挙人及び被選挙人は、選挙年の8月5日から8月20日まで本部事務局で閲覧できます。閲覧の際、誤記等があった場合は、委員長に異議の申し立てができます。

(6) 代議員の立候補者数が定数に満たないときはどうなるのか？

正会員による信任投票となります。9月1日から1週間が信任期間となります。この結果、全立候補者のうち、正会員の3分の1以上が信任において異議を示された立候補者は当選人となりません。

3 選挙管理委員会 委員長挨拶

この度、私共5名は会長からの委嘱により、選挙管理委員を拝命することになりましたので、よろしくお祈り致します。

委員長 北澤征夫(恵庭支部)

委員 西岡 誠(札幌支部) 新藤紀彦(札幌支部)

池田浩司(札幌支部) 鈴木春光(小樽支部)

木造住宅の省エネ・エコ効果表示プログラムを 活用した省エネ改修の促進

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部

北方建築総合研究所居住科学部居住科学グループ 主査 廣田 誠一

1. はじめに

北海道の住宅におけるCO₂排出量を減少させることは喫緊のことである。しかし、2008年の北海道の民生（家庭）部門でのCO₂排出量は基準年（1990）に比べ既に13.9%増加している。

北方型住宅に代表される北海道の新築住宅は、断熱気密性能については全国トップレベルにあるが、温暖地に比べて暖房負荷が大きいこと、暖房や給湯に電気の直炊き機器を使用する割合が高いことなどから、CO₂排出量は全国に比べてかなり多い。今後、熱損失係数が1.0W/m²Kを下回る様な更なる高断熱化が進めば、暖房機器の種類によらずCO₂排出量を少なくできるが、それはもう少し先の話といえる。

当面、我々が行うべきことは、膨大な数に上るストックのCO₂排出量を少しでも削減することである。省エネ改修を進めるには住宅部材の技術開発や建築技術者の技術力向上のほかに、事業者の説明力の向上や居住者への省エネルギーに対する意識の向上なども必要である。

そこで、居住者や建設事業者が改修前後のエネルギー消費量等を知ることで、省エネ改修を進めるための動機付けにつながるプログラム作成を行った。

2. プログラムを構成する基礎データ

プログラムは、基本的に「既存住宅のデータ」を入力し、「改修内容」を選択することで、改修前後の「エネルギー使用量」を計算し表示する。できる限り多くの方に使用して頂くためには使いやすくする工夫が必要である。そこで、既存住宅の仕様が目で見てわからないもの（壁の中の断熱材など）については、「わからない」を選択できるようにした。次に電気契約内容など分かりにくいものは設備等の選択により自動設定されるようにした。更に、改修内容についてはいくつかのパターンを示すことにした。

この「わからない」を実現するためにいくつかの調査を行いプログラムに組み込んでいる。例えば、既存住宅の建設年代と設備や熱源種類の関係、熱源別エネルギー消費量とランニングコストの推移、築年数と暖房室や非暖房室の温度の関係、改修費用の分析調査等である。

3. 木造住宅の省エネ・エコ効果表示プログラム

プログラムのスタートページを図1に示す。

(1) 既存住宅の入力内容

既存住宅に対する入力項目のうち、必須の項目は建築年、延床面積などで、それ以外は「わからない」を選択できる。「わからない」を選択した場合は、「築年」から各仕様を予測する。

事業者が使用する場合は、各部位の断熱仕様や月毎のエネルギー使用量などをより詳細に入力することで精度を向上できる。この際、月ごとのデータの一部が欠けていても前後のデータなどから補間して計算を行える。

既存住宅の入力が終わると、年間の暖房、給湯のエネルギー消費量、照明などの使用量、ランニングコストなどが表示される。暖房用エネルギー消費量の計算は、熱損失係数の計算値、開口部からの日射取得、家族数に応じた生活パターンによる生活発熱などと、建設地域の気象データを用いてデグリーディ法により計算を行う。この際、ストーブ暖房が選択された場合は、熱損失係数により変化するが、室内の平均温度を5℃程度低くして計算することで部分暖房の場合のエネルギー消費量として算出している。



図1 プログラムスタートページ

<http://www.nrb.hro.or.jp/eco/>

(2) 改修内容の入力

改修内容の入力は、居住者が対象の場合は改修項目の細かい選択が難しいため、「お勧め改修」として、「断熱性能をやや向上」、「断熱性能の向上と給湯器の高効率化」、「断熱性能を強化」といった3つの選択枝を用意している。事業者用としては、「改修項目を選択する」を選択し、断熱仕様や設備仕様を細かく選べるようにした。

それぞれ改修内容を選択しチェックボタンを押すと改修後の効果が表示され、その省エネ効果は、エネルギー使用量（一次エネルギー）の増減から換算した「省エネ率」、「CO₂排出量の比較」、「ランニングコストの比較」として表示する。また、おおよその改修費用も表示する。結果のイメージを図2に示す。

最後に「診断」を押すことにより、選択した省エネ仕様に対する説明や改修内容へのアドバイスが表示される。

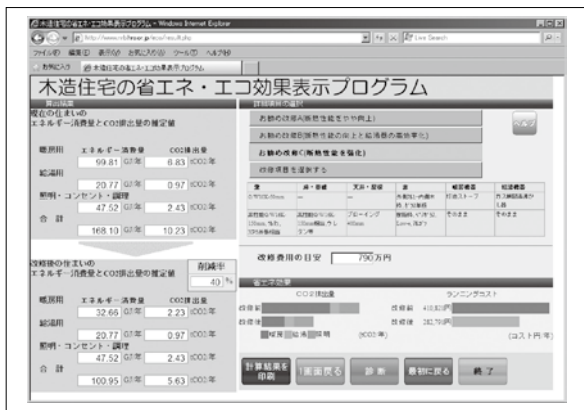


図2 エネルギー消費量などの結果表示イメージ

(3) 算出結果の例

図3に1980年以前の住宅を例にした改修前後の結果の例を示す。延床面積を120m²、熱損失係数を4.8W/m²K（各部の断熱仕様は図を参照）とし、暖房は灯油ストーブの部分間欠暖房、給湯は灯油、コンロはガスとした場合、一次エネルギー使用量は148.7GJ/年、CO₂排出量は9.4tCO₂/年、ランニングコストは333,000円/年となる。

設備はそのまま、断熱を壁などの気流留めや開口部の高断熱など最低限の内容で行うと、一次エネルギーの削減率は31%となる。断熱をしっかりと行うとコストは嵩むが一次エネルギーの削減率は35%となる。

一方、断熱は最低限のレベルを確保した上で暖房を電気（蓄熱及びヒーター）の全室暖房として、給湯に電気温水器、コンロを電磁調理器とした場合は同-24%となる。火を使わない安全性とランニングコストの安さから電化のリフォームは多いが、暖房と給湯はヒートポンプを使用しなければ一次エネルギーの削減は難しいといえる。

| | | | |
|------------|------------------------|-------|---|
| 床面積 | 120 m ² | 熱損失係数 | 4.8 W/m ² K |
| 壁の断熱仕様 | グラスウール 10K-100mm | 窓の面積 | 南面 10.8m ² 、東面 3.2m ² 西面 3.2m ² 、北面 2.0m ² |
| 床の断熱仕様 | なし | 玄関ドア | アルミ製ドア |
| 天井・屋根の断熱仕様 | グラスウール 10K-50mm | 扉間設備 | 灯油ストーブ |
| 窓の仕様 | 外側アルミ+内側アルミ枠、 ガラス単板 | 給湯設備 | 灯油給湯器 |
| | | コンロ | ガス |

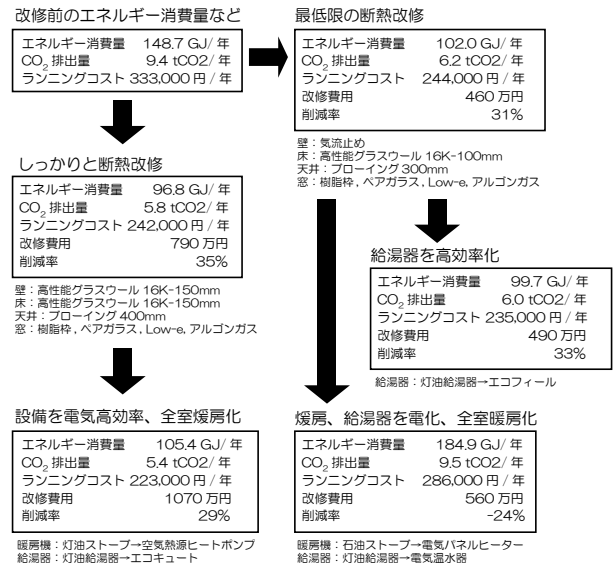


図3 1980年以前の住宅の例

4. まとめ

本プログラムは、改修前後のランニングコストと改修費用が算出される。これから、いわゆる回収年数が計算できる。壁等の施工を伴う改修の場合は費用が嵩むため、回収年数が長くなりがちである。居住者にとっては、何年で元を取れるかが改修を行う動機になるのは当たり前と言えるが、例えば、断熱は最低限とし、設備を中心とした改修にすることで回収年数を短くすることも可能である。

つまり、何年後まで現在の住宅を使用するかなど、今後の計画を考える際に本プログラムを用いて、絶対値を可視化すると言うよりは、どの組み合わせの場合に要望に応じた改修が可能かということ調べるために使用していただきたい。

CPD 自習型認定研修の設問

(木造住宅の省エネ・エコ効果表示プログラムを活用した省エネ改修の促進)

北海道建築士 No.179

2012/ 7/ 1 単位：1

設問 省エネ改修に関する次の記述のうち、適切なものはどれか。

- 断熱改修により熱損失を低減すると、必ず一次エネルギーの削減につながる
- 暖房に蓄熱暖房機や給湯に電気温水器を使用することは、安全でありランニングコストが下がるため一次エネルギーも削減できる
- 一次エネルギーを削減する省エネ改修は、バランスの良い断熱・気密化と高効率な暖房・給湯設備によって実現できる

※不正解の場合は、単位に登録できない場合があります。



建築士定期講習の受講、業務報告書の提出について

北海道建設部住宅局建築指導課

1 建築士の定期講習の受講について

○建築士定期講習の受講義務について

平成20年11月28日の改正建築士法施行により、建築士法22条の2の規定に基づき、**建築士事務所に所属する建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。**

その受講時期は、次のとおりとなっています。

- ① 改正法施行（平成20年11月28日）時点で建築士事務所に所属している建築士の方、及び改正法施行時点で建築士資格を有し、かつ改正法施行以降平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士の方については、平成24年3月31日までに受講しなければなりません。（経過措置）
- ② 既に一度定期講習を受講された方は、前回受講の翌年度開始から3年以内の受講が必要です。
- ③ 改正法施行後に建築士に合格され、3年を経過する前に建築士事務所に所属することになった場合は、合格の翌年度開始から3年以内の受講が必要です。
- ④ 建築士に合格してから、建築士事務所に所属するまでに3年以上を経過している場合、定期講習受講後に建築士事務所を離脱し、前回受講から3年経過後に建築士事務所に再所属した場合には、遅滞なく受講することが必要です。

○建築士定期講習の留意点について

- ・経過措置期間後（平成24年4月1日以降）に未受講のままの場合、**建築士事務所に所属する建築士は、懲戒処分の対象**となりますので、ご注意ください。
- ・建築士法第24条2項の規定に基づく管理建築士と建築士定期講習は異なりますので、管理建築士の方も定期講習の受講が必要です。

○建築士定期講習の申し込み先

申込み・講習に関する問い合わせについては、次の各登録講習機関へご連絡ください。

- （財）建築技術教育普及センター、（株）日建学院、
- （株）総合資格学院法定講習センター、
- （株）E R I アカデミー

2 業務報告書の提出について

○業務報告書の提出義務

平成19年6月20日の改正建築士法施行により、建築士法第23条の6の規定に基づき、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名・業務実績等を記載した設計等の業務に関する報告書（業務報告書）を提出することが義務づけられました。

同法第23条の9の規定に基づき、提出された報告書は、一般の閲覧に供されます。報告書を提出せず、又は報告書に虚偽の記載をした者は、懲戒処分の対象になる場合がありますので、ご注意下さい。

○提出時期及び期限

建築事務所の開設者は、事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に提出してください。

提出時期は建築士事務所の事業年度により異なりますので、下記を参考に報告してください。

〈事業年度について〉

- ・法人登録の事務所の場合：法人ごとに定められている事業年度によります。多くの場合、法人の定款に記載されています。
- ・個人業者の場合：確定申告の課税期間とするのが一般的であり、その場合、1月1日～12月31日が事業年度となります。

〈法人の場合〉

- 例1）4月1日～翌3月31日を事業年度とする場合
→翌年の6月30日までに提出
- 例2）1月1日～12月31日を事業年度とする場合
→翌年の3月31日までに提出

〈個人の場合〉

- 例3）1月～12月分までの実績を翌年の3月31日までに提出

○提出書類

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（第六号の二書式（施行規則第20条の3））

○提出先

（社）北海道建築士事務所協会各支部

青年委員会



副委員長

前田 繁 (釧路支部)

大半が新たなるメンバー構成であるためか、全体的に遠慮がちな感じで始まった第1回委員会でしたが、多数の委員会事業、各担当割当が明確になるにつれ、その後の第2回委員会、貢献検討会議、メーリングリストでは、活発な意見が飛交うようになっていきます。

多数の委員会事業の中、今回の報告では、全道大会（函館・松山大会）青年サミット、C分科会について触れたいと思います。

青年サミット、C分科会、別々の企画案で口火を切ったのですが、題材が共に“歴史的町なみ”。協議の結果、共に一連性のある企画・成果を目指すことで決定。企画の主軸として、函館の歴史的建物の活用方法を学び、その未来を創造することに至りました。青年サミット：歴史的建物の「過去～現在」について知る（学ぶ）。C分科会：歴史的建物の「現在～未来」について描く（創造）。[過去～現在～未来]として一連性のある企画方針としました。

青年サミットでは、ゲーム性を持たせた西部地区の町歩き企画により、歴史の重みに触れ、過去から未来へ脈々とつながる道の「今」を感じて頂く内容となっており、函館支部青年部が主体で企画・運営を進行中です。

C分科会では、青年サミットで触れた建物を対象とした、調査票（建築物データシート）の作成、その建築物の未来を思い描きリノベーション提案（ワークショップ）を企画中です。

分科会からの参加でも楽しんで頂ける内容ですので、青年サミット、C分科会共、皆さまの参加、心よりお待ちしております。

女性委員会



副委員長

工藤美智子 (札幌支部)

平成11年にスタートした「子ども・家・Hokkaido」の活動は、平成18年に『子どもをはぐくむ住まいづくり』という冊子を発行することにより、一つの形になりました。次は、冊子のねらいとして掲げた“暮らしや住まいへの関心を持ち、自ら考え、イメージやビジョンを持った住まいづくりをする”為に、この冊子をどう活用していくかでした。

一般的には、住宅の入手を考える時に、暮らしに関心を持ち始めるようです。しかし、現在の住まいのなかでも日々の暮らしは営まれています。その暮らしが快適になり、家族全体の安心安全な毎日が保障され、翌日への活力になる様な生活が営まれる為には、生活者自らが、自らの暮らし方に関心を持つことが欠かせません。

平成20年から始まった道内高校家庭科教育研究協議会における“主体的に住まいに関わる力を育てるセミナー”は、恐らく子供達にとって最後の全体教育の機会である高校の家庭科授業で、教える立場の教師の住生活分野に対する関心を、衣・食分野と同程度まで引上げたという思いで協力してきました。毎年、試行錯誤しながら取組み、今年で5年目になります。

この活動と共に今後は、出産前後の親に向けた母親教室や乳幼児や小中学生と暮らしている方などへも対象を広げて、子どもを育てていく上での住まいの重要な役割を伝えていきたいと考えています。

〈女性建築士の集い〉（再案内）

申込締切り 8月10日（金）

詳細 会誌6月号又はHPを確認

申込 北海道建築士会（和田）

地域貢献活動センター委員会



委員長

鈴木 基伸 (札幌支部)

地域貢献活動センターでは、平成24年度の助成事業として、地域づくり・まちづくり活動の募集を行っております。

今年度は、連合会の推進センターにおける活動方針が未だ定まらず、具体的に新しい活動方針のお知らせは次回の報告としますが、以前この欄で報告したとおり22年度から継続している活動に対して助成できる最終年度になっております。該当する事業を募りますので、応募方宜しくお願い致します。

また、先にお知らせしましたとおり、比較的小規模の事業に対しても積極的に助成を行っております。これは活動の初動期においての資金不足に充分とは言えずともお手伝いしようとの意味が込められております。お気軽に本部までお問い合わせ下さい。

今年度は既に一件の応募があり現在当センターでは審査を開始したところです。

当センターの支援対象活動は以下のとおりです。

- 建築やまちづくりによる地域の活性化
- 自然環境の保全・整備
- 歴史的資産の保存・再生・活用
- 景観の保全・再生
- 居住環境の保全・整備
- 子供たちのための住教育やまちづくり、ものづくり教育
- 防災活動や防災施設の整備
- 福祉環境の整備
- その他当センターが地域貢献活動と認めるもの

会員建築士がのびのびと貢献活動を実践することが当センター設立の最大の目的です。

青年委員会

青年建築士の集い (旭川大会)

副委員長

齋藤 勝哉

去る5月19日、旭川駅前にある旭川ターミナルホテルを会場に

『青年建築士の集い』(旭川大会) 歩いて語ろう、歩いて造ろう 北彩都あさひかわ

が行われ、全道各地から79名の青年建築士と東海大学旭川校より9名の学生の参加をいただき、大変盛況な集いとなりました。

この『集い』は昨年建替えオープンとなった、旭川駅舎及びその周辺の開発地域を会場に、前半は予備知識として旭川市都市建築部 駅周辺開発課 主幹 沖本 亨様に【北彩都地区】の概要を説明していただき、続いて地域のまち歩き(フィールドワーク)、後半には、まちづくり(ワークショップ)にて意見交換と最後にブロック玩具でまちなみを造るという活動とすることになりました。

唐突に「ブロック玩具」と出てきましたので少し補足しますと、発端は平成21年の全道大会小樽・後志大会の青年担当分科会にて、「まち」を考え、プレゼンボードを作りました。これを持ち帰り、この年は「座談会」を、翌年には「まち歩き」をして、昨年は小学生にブロック玩具で「まちづくり」をしてもらうという風に回を重ねるごとに大きく形を変えながらこの『集い』へと繋がりました。

§ フィールドワーク

【歩いて語ろう

北彩都あさひかわ】

当日は、好天に恵まれて少し汗ばむ陽気の中、主に北彩都地区を4つのグループに分かれて周辺地域をまち歩き・視察に出してもらいました。

前段の周辺地域の説明を踏まえてのまち歩きでしたが、視察地区は再開発中ということもあり、基本的には建物等が建っていなかったり、公園として整備されている途中の状態を視察することになりました。

私は後の会場設営等のためフィールドワークには参加しておりませんが、参加者の声を聞くと、旭川市民では思いつかないような意見も飛び出していたようでした。



◇フィールドワーク風景

行程の最後には、会場のターミナルホテルのご厚意により、屋上へ上がることができました。旭川駅舎を見下ろしながら、遠くにはまだ雪の残る大雪山系まで見渡せました。



◇大雪山系を背負う旭川駅舎

§ ワorkshop

【歩いて造ろう

北彩都あさひかわ】

後半のワークショップでは、先ほどのフィールドワークで感じたことを基に、気づいた点・良い点・悪い点などを話し合いました。

「こんな施設が欲しい!こんな建物が必要だ!」なんて活発に進み、順調にブロックに手がかかる…。

とは簡単には行かないのが常ですね。かなり苦勞されているテーブルもあったようですが、中には開始早々に「うちはアミューズメント施設で行く!」と力強い声が上がるところもあったり、プールや水族館やら収拾のつかないところもあったようでした。



◇現場作業中

正味1時間と非常に短い時間(工期)ではあったのですが、そこは流石の建築士!皆さんきっちり工期は守ってくれました。残り20分の時点では全く進んでいないところもいくつかあり、司会をしていたこちらの方がヒヤヒヤしていました。



◇完成したまちなみ

全身を使って体験する形の『集い』となりましたが、参加された皆様より「楽しかった」との声をいただき、ほっと胸をなでおろしています。

最後に、スタッフとして協力してくれた旭川支部青年委員・女性委員の皆さん、参加いただいた多くの青年建築士の皆さん、学生の皆さん、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

室蘭支部

思いつくままに

支部長
半崎 敏裕



今年、室蘭市は開港140年、市制施行90年を迎える。天然の良港そして鉄の街といわれて久しいが、私が子供の頃は、港の中は大型船でいっぱい、港の外でも入港を待つ船が数多く停泊していた光景が賑に浮かびます。

鉄の街としては、新日本製鉄があり、特殊鋼の生産基地として、日本製鋼所は一昨年大規模に工場を増築し、社員寮も新築、ものづくりの街として活発に稼働しています。

しかし今、市の人口が最高18万人から現在9万人強と半減しています。苫小牧港が出来て、運輸、流通関係の会社がほとんど苫小牧に移り、丁度苫小牧市と人口が逆転した事になります。

街の自慢を思う時、白鳥大橋を言わない訳にはいきません。よくぞ東北以北最大の吊り橋をローカルな小さな町に造ってくれましたと、先人たちに感謝する次第です。

もし、橋が架かっていなかったらと思うと想像もつきません。

また、自慢出来る事、室蘭には、3つの総合病院があります。世界を見廻しても、このような街はないのではとされています。

室蘭市の高齢化率は高いという事ですが、近くに病院があり、海の幸、山の幸が地元で採れ、そしてわが町発祥の室蘭やきとり、カレーラーメン、これらは全国区のおいしさです。

少し足のばすと、登別温泉、洞爺湖温泉へ。

こんな素晴らしい室蘭に移住しませんか。いや、一度おいで下さい。

根室支部

「免震構造」の見学会

事務局長
敷浪 徹



3月17日に新・市立根室病院改築工事（RC造一部SRC造 地下1階、地上4階建 延床面積13,281㎡）の見学会を行いました。

今回は10年程前に改築された「開法寺」の本殿で大規模木造建築物でした。丸柱の据付では、丸柱の据付部分と基礎部分を挿鉢状にし、その間に球状の石を入れ、地震の揺れで各柱が自由に動き振動終了時には自然と元に戻るといふ据付方法や、板壁（力壁）の使用目的や小屋組みの見学を行いました。

今回は、根室市で初めて採用された「免震構造」の建物で23名が参加しました。

先ず、現場事務所の会議室で現場の副所長さんから、建物の概要や工事の進捗状況および免震装置の説明が行われ、免震装置の採用により横揺れに対して最大60cm可動するとの説明等が行われ、現場に向かい地下1階に設置された「積層ゴム支承」「すべり支承」「転がり支承」の三つの免震装置を見て回りました。その後、展示ショールームへ移動し、病室のモデルルームを見学し終了しました。

今後も、新しい工法や参考になる建物が建築される場合には、見学会を開催したいと考えております。



名寄支部

事業創出と活動について

支部長
西塚 春雄



新緑の時を過ぎ、初夏を迎え街なかあるいは郊外にと、活発な人の動きが感じられるところですが、当支部においては、朝夕今だ、寒さを感じる場所です。

支部が今年度取り組む事業並び活動の一端を紹介します。

【分会交流再生】6月上旬交流会を行い今後の会員相互の融和を図りたいと考えている場所です。

【継続事業の再生】7月「建築士の日」関連事業として、支部管内にある高等学校 建築システム科の生徒を対象とした建設現場見学会の計画・立案を学校関係者との協議を経て、現在実施に向けての構成検討を進めております。今、見学会事業については、今後継続事業と検討している場所です。

【新規事業の創出】今秋に向けて一般市民を対象とした建築性のある講習会を開催できればと委員会で事業検討をし地域社会との共生と建築士への理解を得られればと考えています。

今後、我々建築士一人ひとりがこの地域にどの様に関わりを持ち、取り組んで活きながら支部活性を図り地域貢献活動に努め、更にはまちづくりへの参画へと関わって行ければと思っている場所です。

当支部事務局を民間への業務移譲をし一年が経過し今後、支部業務の効率的かつ円滑化を図り進んで参りたいと思っております。

当支部活動の今後に助言・指導宜しくお願いいたします。

CPD認定プログラム（6月認定）

- ◆2012年 女性建築士の集い
 《日程及び会場》 8月26日(日) 8:30~14:00
 函館市内
 《単位数》 4単位
 《問合せ先》 社団法人北海道建築士会
 TEL 011-251-6076
<http://www.h-ab.com/>



会誌「北海道建築士」 CPD単位登録のご案内

P2~P3「技術ノート」の設問は、下記の手順でCPD単位登録を行ってください。

- ① CPD情報システムにログインをします。
- ② 士会メニューより「認定教材研修申請」を押します。
- ③ CPD番号、氏名を確認し、必要欄を入力します。
- ④ プルダウンメニューから「北海道建築士」を選択します。
- ⑤ 設問への解答を選択します。
- ⑥ 入力後、「次へ」を押します。

※平成23年1月からのCPD単位を取得するためには、新CPD制度への参加登録申請が必要です。従前のCPD制度に参加していた方についても、改めて新CPD制度への申し込みをする必要があります。参加方法については、(社)北海道建築士会ホームページ (<http://www.h-ab.com/>) をご覧ください。

※(公社)日本建築士会連合会発行の会誌「建築士」のバーコードシールについても同じく単位登録できます。

道士会の動き

道本部の主な行事予定（7月）

- 1日 二級建築士学科試験
- 1日 「建築士の日」イベント・パネル展
- 7日 一級建築士試験受験者講習会
- 8日 //
- 22日 一級・木造建築士学科試験

道本部の主な会議報告

- ◆第3回理事会（5月25日開催）
- 1) 副会長の選任について
*副会長 吉木 隆（新任）
 - 2) 平成24年度一般会計事業報告及び収支状況報告（3月末）について
 - 3) 一般社団法人北海道建築士会代議員選挙規則について
 - 4) 代議員選出における端数の取り扱いについて
 - 5) 新法人移行後の規則の名称変更について
 - 6) (社)北海道建築士会創立60周年
第37回全道大会（函館・松山大会）決意文について
 - 7) (公社)日本建築士会連合会会長表彰推薦者について
*表彰者 5支部5名を決定
 - 8) (社)北海道建築士会会長表彰について
*表彰者 21支部35名を決定
 - 9) 継続的な能力の開発の促進に関する規則に基づくプログラム審査評議会の評議員の委嘱について
 - 10) (社)北海道建築士会 賞罰規則の制定と会長表彰規定の廃止について
 - 11) (社)北海道建築士会費用弁償・報酬規則の改正について
 - 12) 定款第7条に基づく会員の入会承認について
- ◆支部長・支部事務局長会議（6月2日開催）
- 1) 平成24年度秋期・冬期建築士定期講習の開催について
 - 2) 第37回全道大会（函館大会）実施計画・参加について
 - 3) 平成25年度第38回全道大会開催地・開催日について
 - 4) 代議員選挙について
 - 5) 支部会計事務処理について
 - 6) 平成25年度以降の会費の徴収方法等について
 - 7) 応急危険度判定士制度及び連絡体制等について
 - 8) 寒地建築技術講習会の運営方法の見直しについて

(社)北海道建築士会会員作品の募集

会員の創意と技術に満ちた作品を紹介することで、会員の技術力向上とこれを起点としたコミュニケーションによる士会活性化を目的として作品展を実施します。多くの会員の応募をお待ちしています。応募作品のすべては、本会ホームページに掲載します。また、その中から4点程度を選考し「北海道建築士」に掲載する予定です。

応募締切および提出先

平成24年7月25日必着
 北海道建築士会本部
 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目大五ビル

応募資料

- ① 申込書 所定の申込書を本会HPからダウンロードして記入すること。
- ② 提出資料 図面（平面図・断面図・配置図等）及び完成写真（内・外装）等の画像データ3点と上記申込書を、CD-ROMに記録して提出すること。
（応募作品は返却しない）

※応募要項等は、北海道建築士会HPをご覧ください。
 HP <http://www.h-ab.com/>

編集後記

今年はおリンピックイヤーですね。ロンドンへのカウントダウンも進み、とうとう1ヶ月を切りました。ある日本人選手が「オリンピックはこれまでの練習成果の発表会だ」と話していましたが、やはり努力して創りあげてきたものは、たくさんの人に見てもらいたいですね。

当会では、会員の作品発表の場として「H-ab.comオンライン建築作品展」を企画し、現在作品を募集しています。募集要項はHPにありますので、みなさんの自信の作品群から厳選したものを是非応募してください。お待ちしております。

情報委員会 高松 徹

情報委員会委員長/岡田 隆
 副委員長/三浦 浩・天城 秀典・神田 光英
 委員/森田ゆう子・岡田 光弘・山下 聡
 用田 史門・高松 徹・道塚 勉

北海道建築士 No.179号

印刷 平成24年6月/発行 平成24年7月

編集・発行 社団法人 北海道建築士会
 〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地
 大五ビル
 電話 (011)251-6076番
 URL <http://www.h-ab.com/>

印刷 株式会社 正文舎
 〒003-0802 札幌市白石区菊水2条1丁目
 電話 (011)811-7151番